

平成31年度 久喜北小学校いじめ防止基本方針

平成31年4月1日

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権を著しく侵害し、児童の心身の健全な育成を阻害し、人格形成等に重大な事態を生じさせるものである。また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にも起こり得るものであり、どの児童も被害者、加害者のどちらにもなり得る危険性をはらんでいる。

このことを踏まえて「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの学校・どの児童にも起こり得る」ことを念頭に、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの早急な対応措置について共通理解を図り、学校として組織的に対応していくこととする。

1 いじめ未然防止基本方針

<いじめの定義> (いじめ防止対策推進法第2条第1項より)

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

(文部科学省「児童生徒の問題行動統制と指導上の諸問題に関する調査」より)

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。(「久喜市いじめの防止等のための基本的な方針」より)

<いじめに対する基本方針>

本校及び本校の教職員は、本校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

本校では、学校全体で以下の(1)～(7)の「いじめ問題」の特質を十分に認識し、いじめの未然防止と早期発見、早期解決に取り組むとともに、その再発防止に努める。

(いじめに対する基本認識)

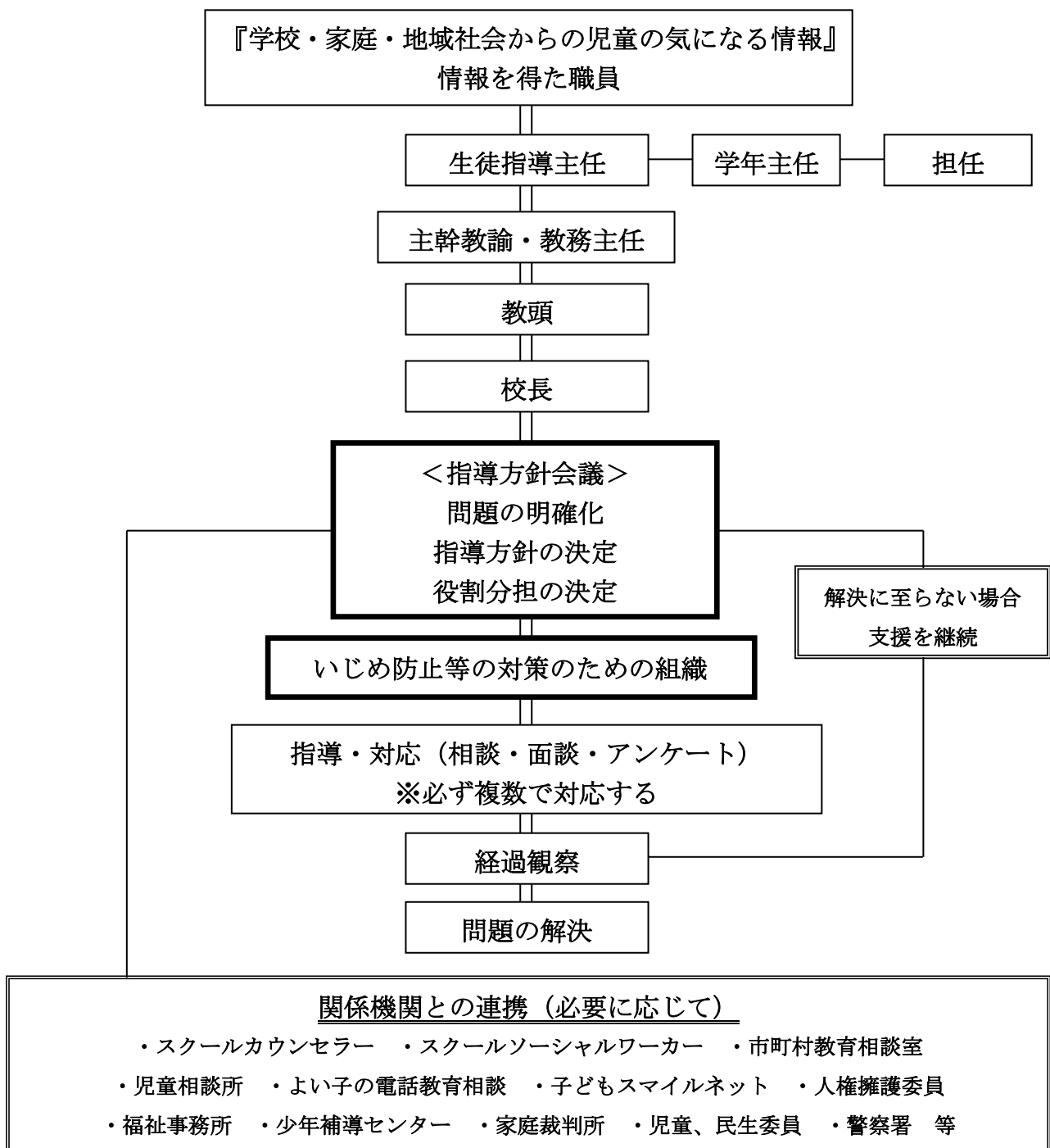
- (1) いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめの有無の判断は「受けている子供の気持ち」により行う。
- (5) いじめはいじめられる側に立って、解決を図る。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの法に触れる行為である。
- (7) いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体と

なって取り組むべき問題である。

2 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織

【校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（中学校区）】からなる、いじめ防止等の対策のための組織を中心として対応する。ただしその具体的な取組に関しては、全教職員で対応する。

また、その取組の内容に応じて、中学校区のスクールカウンセラーや地域や関係機関と連携を図る。



3 本校におけるいじめの未然防止等に関する措置

『いじめの未然防止』のために、「信頼関係に立った積極的な生徒指導の推進」「豊かな心の育成」が重要であると考え、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる日々の教育活動を充実させる。

<いじめの未然防止に対する基本施策> ～いじめを生まない土壌づくりのために～

- (1) 信頼関係に立った積極的な生徒指導の推進を図り学び合う・高め合う学級集団作りに努める。
- (2) 豊かな心を育む道徳・特別活動の充実を図り、認め合う集団作りと自己有用感を育成する。
- (3) いじめに関する情報を提供し、保護者のいじめ等に対する注意を喚起するなど、日ごろから家庭との連携を密にする。
- (4) いじめ防止等のための会議を年2回（長期休暇前後）開催する。
- (5) 『第4回久喜市中学生サミット共同宣言（H29.8.21）』の趣旨を尊重し、テーマ「私たちが創る久喜市の学校～生徒全員が楽しく過ごせる学校～」の内容について本校児童会を中心に啓発、推進していく。

4 いじめの早期発見のための措置

本校では、いじめの早期発見のために、日ごろ教職員と児童との信頼関係を構築し、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめやその兆候を見逃さないようにする。また、全ての教職員で、情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

<早期発見のための取組> ～小さな変化を見逃さないために～

- (1) 共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドをもって日々の指導にあたる。いじめは、大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことから、以下の具体的な手だてにより、早期発見に努める。
- (2) 授業以外の休み時間や昼休み、放課後等にも、児童の様子に目配り、気配りを欠かさず行うことで、わずかな変化の把握に努める。
 - (ア) 養護教諭や教育相談員、スクールカウンセラーを含む教育相談部会・生徒指導部会において、心と体の些細な変化を見逃さないようにする。
 - (イ) 担任と、児童・保護者が日頃から連絡を密にとることで、互いの信頼関係を構築する。全校で家庭訪問期間(4月下旬)、教育相談期間(7月下旬)を設け、担任・児童・保護者による個別相談を行う。また、担任・児童による教育相談期間(10月下旬)を設ける。状況によって、教育相談や家庭訪問等を適宜実施する。
 - (ウ) 定期的に、人権アンケート(年2回、6月・12月)、いじめに関する生活アンケート(年2回、10月・2月)を実施する。いじめに関するアンケートは保護者を対象にしたものも実施する。また、状況によって、適宜アンケート調査を行うことで、情報の収集を行う。

好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対応も可能とする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有を行う。（「久喜市いじめの防止等のための基本的な方針」より）

- (3) 児童の心身の安全を保証し、児童や保護者が相談しやすい環境を整備する。状況によっては、相談室や保健室等を提供し、担任や相談員を中心に、本人や保護者の心のケアに努める。

5 教職員の資質の向上

授業や学級経営のために必要である教職員の資質の向上を図るために、日々研修に努め、いじめの未然防止等のための対策に対する共通理解、各教科、領域における授業力の向上、教育相談や生徒指導に関する下の(1)～(3)による指導法に努める。

- (1) 本校は、全教職員が『いじめに対する基本認識』をもち、いじめの未然防止やその根絶のための研修を定期的に行い、共通理解のもとに、組織的な対応ができるようにする。
- (2) 本校の教職員は、学校生活の大半を占める『授業』を充実させるための授業研究に力を入れ、常に指導力、スキルの向上を図る。
- (3) 教育相談や生徒指導、情報教育等に関する、外部機関の研修を積極的に受講し、調査研究の推進を行い、常に新しい指導法やスキルの習得に努める。

6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

本校では、インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力を向上させ、ネット上のいじめの未然防止と早期発見に努める。

<インターネット上のいじめ>

インターネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話、スマートフォン、ゲーム機等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷、人権を侵害するような写真等をインターネット上のWebサイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったり、写真を掲載したりする方法によりいじめを行うものである。

<インターネット上のいじめの未然防止と早期発見に対する基本施策>

学校での情報モラルの指導だけでは限界があることから、これらの使用を第一義的に管理する保護者や家庭と連携した取り組み、指導を行う。

また、早期発見についても、表情や態度の変化や友人関係の変化等を見逃さないようにする。保護者や家庭と連携して取り組む。本校では、以下の具体的な手だてにより、未然防止

と早期発見に努める。

(ア) 情報モラル教育の充実を図る。

(イ) 各関係機関と連携を図り、サイバー犯罪等の講演会を開き、児童だけでなく保護者への参加を促し、その啓発に努める。(スマホ・ケータイ安全教室を高学年児童を対象に実施)

(ウ) 懇談会、保護者面談等で家庭でのインターネットやスマートフォン、ゲーム機、SNS等の利用状況や各家庭でのルールや各家庭での対策についての情報交換を行い、各家庭での指導を推進していく。

(エ) 学校、保護者だけでは解決が困難な場合が多く、警察等の専門機関とも連携を図り、早期解決を図る。

(オ) 「子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール」について指導する。

7 いじめに対する措置

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じるもの及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。

(「久喜市いじめの防止等のための基本的な方針」より)

<いじめ対応の基本的な流れ> ～迅速かつ組織的に対応するために～

いじめ対応については、校長のリーダーシップのもと、以下の(1)から(5)の流れで早期に対応することを基本とするが、当該事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

(1) いじめ情報をつかんだ教職員及び関係者は、管理職、当該担任、生徒指導主任に報告する。校長は、ただちに『いじめ防止等の対策のための組織』を招集し、関係教職員へ当該事案に関する対応の指示及び指導を行う。この際、いじめられた児童を徹底して守ることを最優先とする。

(2) 関係教職員は、当事者双方及び周囲の児童から聴き取りを行い、正確な実態の把握を行う。得た情報については、『いじめ防止等の対策のための組織』にて共有し、正確に把握する。また、ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

(3) 『いじめ防止等の対策のための組織』は、得た情報から、指導のねらいを明確にした指導体制と方針を決定し、全教職員の共通理解のもとに、対応する教職員の役割分担を行

い、組織的に対応する。校長は、当該事案の状況や程度に応じて、教育委員会、関係機関への報告及び連携を図る。

(4) 児童への指導にあたっては、以下の点に留意して対応する。

ア いじめている児童への指導

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、所轄警察等との連携を図る。

相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導をねばり強く、十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。保護者に具体的な対策を説明し、今後の学校との連携方法について理解、協力を得る。

また、いじめを繰り返す児童に対し、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障する必要があると認められる場合は、学校教育法11条及び同施行規則26条に基づき、訓告を行う。また、出席停止の措置について、「久喜市出席停止の命令の手続きに関する規則」に基づき、久喜市教育委員会に具申意見する。久喜市教育委員会が出席停止の措置が相当とした場合は、学校として当該児童生徒に対し学習を補完する等、学級担任が計画的かつ臨機応変に家庭訪問を行い、保護者と連携を十分にとりながら児童生徒の指導に当たる。

イ いじめられている児童への支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

ウ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

エ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

オ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

カ 保護者等への報告

いじめの事実、状況、指導経過、今後の指導方針や方向性などを関係の保護者へ連絡する。特に、被害者の保護者は、今どのような状況になっているか不安であるので現時点での状況を、加害者となった保護者に対しても指導経過などを連絡する。

(「久喜市いじめの防止等のための基本的な方針」より)

- (5) 継続して指導や支援、見守りを行い、その再発を防止する。また、教育相談員の活用を含め、心のケアに努める。
- (6) 本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があったと思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (7) 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を久喜市教育委員会へ速やかに報告する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処への流れ

- ① 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(次ページ以下参照)
- ② いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ③ 重大事態が発生した場合、本校は久喜市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ④ 事実関係を明確にするため、いじめ防止等の対策のための組織により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- ⑤ 上記④の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- ⑥ 上記④の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ⑦ 上記④の調査を行ったいじめ防止等の対策のための組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ⑧ 上記④の調査結果は、久喜市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑨

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(2) 本校または久喜市教育委員会による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

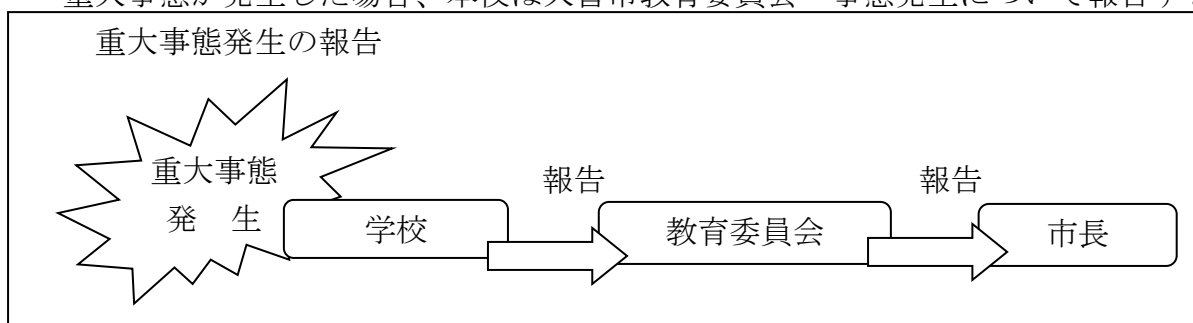
また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。重大事態と判断される事案の定義は以下のとおりである。

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤30日以上欠席の場合
- ⑥児童生徒・保護者から調査依頼の申し出があった場合

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は久喜市教育委員会へ事態発生について報告する。



(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに久喜市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと久喜市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、久喜市教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、久喜市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、【校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、久喜市教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護司、警察関係者、状況に応じて民生児童委員会代表、学校運営協議会、地域住民代表、保護者代表、その他校長が認める者等】からなる『いじめ問題調査委員会』を設置し、これを母体として調査を行う。必要に応じて、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、久喜市教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、久喜市教育委員会問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

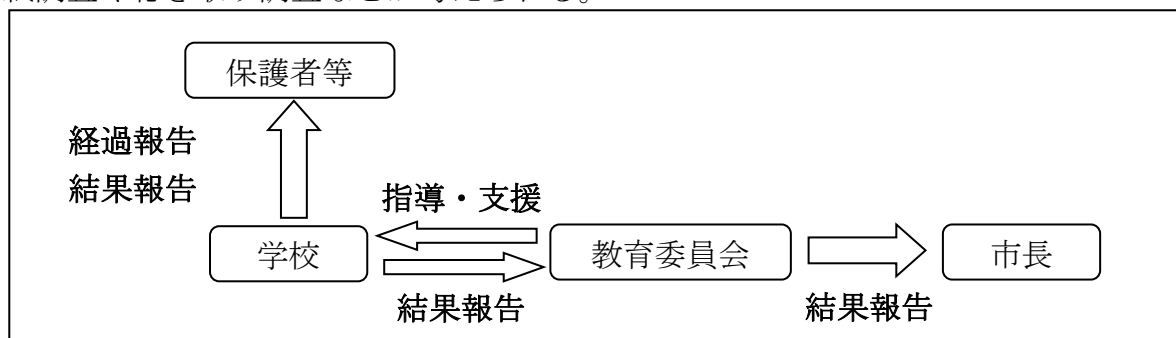
調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。



(力) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査につい

て切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、久喜市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、久喜市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

（イ）調査結果の報告

調査結果については、久喜市教育委員会を通して久喜市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて久喜市教育委員会を通して久喜市長に送付する。

9 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（1）いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間は、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

（2）被害児童が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

本校では、いじめが解消に至っていない段階では、被害者児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害者児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プラン

を策定し、確実に実行する。

また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び当該児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

（「久喜市いじめの防止等のための基本的な方針」より）

10 久喜北小学校いじめ防止基本方針の公開

策定した「いじめ防止基本方針」については、学校のホームページへの掲載を行う。また、入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行う。

（「久喜市いじめの防止等のための基本的な方針」より）

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ防止等の対策のための組織において毎年度、久喜北小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、久喜北小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

《いじめ防止に向けた年間の取組》

月	学校行事	全校的な取組	授業での取組
4月	・生徒指導推進委員会	・『いじめ防止基本方針』確認 ※ホームページでの公開・入学時・年度初めの懇談会での説明を行う ・よい子の1日【学習編】【生活編】共通理解 ・あいさつ運動（児童会・生徒指導） ・家庭訪問期間 ◆あいさつ強化週間	・どうぞよろしくの会をしよう（第1学年・学活） ・きれいな羽根（第2学年・道徳） ・3年生になって（第3学年・学活） ・最高学年になった自覚（第6学年・学活）
5月	・生徒指導推進委員会 ・第1回民生委員・主任児童委員との懇談会	・人権作文 ・人権メッセージの取組	・みんななかよく（第3学年・学活） ・差別をなくそう（第4学年・学活）
6月	・第1回北小学校区生徒指導推進委員会 ・いじめ防止等のための会議 ・生徒指導推進委	・あたたかい言葉運動（人権教育） ・あいさつ運動（人権教育） ・非行防止教室（第1～4学年） ・人権・いじめアンケート（人権教育）	・スイミー（第2学年・国語） ・ことばのおくりもの（第5学年・道徳） ・今に伝わる室町文化（第6学年社会）

	員会		
7月	・生徒指導推進委員会	・教育相談週間 ・ほくと賞授与	・お別れ会（第6学年・道徳）
9月	・生徒指導推進委員会	・あいさつ運動（児童会・生徒指導） ・よい子の1日【学習編】【生活編】再確認 ・スマホ・ケータイ安全教室（第5～6学年） ・学校公開日道徳授業	・絵はがきと切手（第3学年・道徳） ・だれもが関わり合えるように（第4学年・国語） ・わたしとさおりちゃん（第4学年・道徳）
10月	・生徒指導推進委員会	・教育相談週間 ・いじめに関する生活アンケート（生徒指導）	・公園のおにごっこ（第2学年・道徳） ・みんな仲間（第4学年・総合的な学習の時間） ・世界に歩み出した日本（第6学年・社会）
11月	・生徒指導推進委員会	・人権週間 ・人権映画視聴（第4～6学年） ・あいさつ運動（人権教育） ・北小なかよし宣言 【いじめ撲滅強調月間】	・はしの上のおおかみ（第1学年・道徳） ・みんな友だち（第2学年・学活） ・陽子とひとみ（第6学年・道徳）
12月	・生徒指導推進委員会	・人権アンケート（人権教育） ・ほかほか言葉週間 ・あいさつ運動（人権教育） ・ほくと賞授与	・くりのみ（第1学年・道徳）
1月	・生徒指導推進委員会 ・第2回北小学校区生徒指導推進委員会 ・いじめ防止等のための会議	・あいさつ運動（児童会・生徒指導）	・二わの小とり（第1学年・道徳） ・ペルーは泣いている（第5学年・道徳）
2月	・生徒指導推進委員会 ・第2回民生委員・主任児童委員との懇談会	・いじめに関する生活アンケート（生徒指導）※親子で実施 ・ハートフル週間	・大切なわたし（第4学年・道徳） ・ラッシュアワーの惨劇（第6学年・道徳）
3月	・生徒指導推進委員会	・ほくと賞授与	